

山梨県官民協働事業提案制度実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、県との協働で取り組むことを内容とした民間事業者等からの提案を一元的に受け付け、審査し、及びその活用を図るための仕組みを設けることにより、民間事業者等の創意工夫を活かし、もって複雑多様化する行政課題への迅速かつ的確な対応に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 民間事業者である法人（法人を設立しようとする者を含む。）及び個人事業者並びにこれらの者で構成される共同体をいう。
- (2) 協働事業提案 次条第1項の規定による提案をいう。
- (3) 特定協働事業提案 協働事業提案であって、当該提案のうちに、当該提案を行う者（以下「提案者」という。）が新商品として生産する物品を県が買い入れ若しくは借り入れる契約の締結又は提案者から県が新役務の提供を受ける契約の締結が含まれるものをいう。
- (4) 審査会審査 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）別表第2に規定する山梨県官民協働事業提案等審査会（第6条第4号及び第11条第1項において「審査会」という。）の合議による、次に掲げる審査をいう。
 - ア 協働事業提案について、実現可能性、県との連携可能性その他の事業推進の基礎的な条件が具備されているかどうかの判断及び当該提案に係る主管の部局の決定をするための審査
 - イ 特定協働事業提案について、第5条の規定による申請に基づき、当該提案に係る新商品若しくは新役務又は新商品の生産若しくは新役務の提供が、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の3第1項各号の規定に適合しているかどうかの確認をするための審査

(提案)

第3条 民間事業者等は、県との協働で取り組むことが必要と思料する事業について、書面により提案することができるものとする。

2 次に掲げる者は、協働事業提案を行うことができないものとする。

- (1) 政治団体又は宗教団体である者
- (2) 自己又はその役員等が次のいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等した者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請け契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たりその相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(3) 前2号に掲げるもののほか、県との協働で事業を実施することが適当でないと認める者

3 協働事業提案の手續に関し必要な事項は、別に定める。

(提案の要件)

第4条 協働事業提案は、次に掲げる要件を満たさなければならないものとする。

(1) 提案者が保有する技術、知見等を活用したものであること。

(2) 当該協働事業提案と県が実施する事業との間に関連性が認められるものであること。

(3) 当該協働事業提案の実施により、県が取り組むべき課題の解決につながる等の成果が見込まれるものであること。

(4) 提案者が当該協働事業提案を自ら実施することができる能力及び意欲を有すること。

2 次のいずれかに該当すると認められる協働事業提案については、受付けをしないことができるものとする。

(1) 当該協働事業提案の内容が法令に違反するものである場合

(2) 当該協働事業提案の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるものである場合

(新事業分野開拓者認定)

第5条 特定協働事業提案を行う提案者は、第3条第1項の規定による提案と併せ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第4号の認定(以下「新事業分野開拓者認定」という。)を書面により申請することができるものとする。

(提案の取扱い)

第6条 提案者から協働事業提案があったときは、知事政策局長は、提出された書類を確認し、受け付けることを相当と認めたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理を行うものとする。

(1) 県の既存の事業において対応することが適当と認めるもの 当該事業を所管す

る部局への回付

- (2) 前号に掲げるもののほか、当該協働事業提案に係る所管の部局が単独に定まるもの 当該部局への回付
- (3) 当該協働事業提案に係る所管の部局が複数にわたるもの 主管の部局の調整及び決定並びに関係部局への回付
- (4) 第1号に掲げるものを除くほか、当該協働事業提案の内容が重要な課題解決に資する可能性があるとするもの 第2条第4号ア（前条に規定する申請が行われているものにあつては、同号ア及びイ）に掲げる審査会審査のための審査会の開催の要請並びに主管の部局の決定及び通知

第7条 前条に規定する処理において提案の回付を受けた部局又は主管と決定された部局（以下「主管部局」と総称する。）は、当該協働事業提案の具現化のための措置（連携協定の締結、事業への補助、契約の締結その他の当該協働事業提案の事業化等のための方策をいう。）を検討し、必要な事務手続を経て、その措置を講ずるものとする。

- 2 主管部局の長は、前条に規定する回付又は通知を受けた日から1か月以内に、前項の規定により講ずることとした措置（措置の確定に相当の時間を要する場合その他やむを得ない事情により措置の確定に至らない場合においては、措置の方針）について、知事政策局長に報告するものとする。
- 3 知事政策局長は、主管部局の長に対し、協働事業提案に係る事業化等の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができるものとする。

（通知等）

第8条 知事政策局長は、前条第2項又は第3項の規定による報告を受けたときは、提案者に対し、当該協働事業提案の取扱いの方針その他必要な事項を通知するものとする。

- 2 知事政策局長は、前項の規定により通知する場合を除くほか、提案者に対し、第6条第4号の審査会審査の結果について通知するものとする。
- 3 提案者は、自らが行った協働事業提案の取扱いの方針について問合せを行うことができるものとする。

第2章 新事業分野開拓者認定

（要件）

第9条 新事業分野開拓者認定を受けようとする提案者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 営業に関し必要な許認可、資格等を有していること。
- (3) その他知事が必要と認めて別に定める要件

- 2 新事業分野開拓者認定の対象となる新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）

は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新事業分野開拓者認定を受けようとする者が自ら企画・開発し販売元となる製品又は自ら企画・開発し主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2) 新商品等の販売又は提供に関し必要な許認可、資格等に基づき販売又は提供されるものであること。
- (3) JIS 規格その他の品質及び安全性に関する基準に適合しているものであること。
- (4) 他者の知的財産権を侵害していないものであること。

(申請)

第10条 第5条の規定による申請は、認定申請書（第1号様式）に、実施計画その他別に指定する書類を添えて提出することにより行うものとする。

(認定審査)

第11条 前条の認定申請書の提出があった場合において、当該申請について審査会に付議することが適当と認めるときは、知事政策局長は、第2条第4号イに掲げる審査会審査のための審査会の開催を要請するものとする。

- 2 新事業開拓者分野開拓者認定を受けようとする提案者が第9条第1項に規定する要件を満たさない場合又は認定申請書の内容が同条第2項に規定する要件若しくは第13条の審査基準を明らかに満たさないと認められる場合においては、前項の審査会審査を経ずに、不認定とすることができる。

(認定)

第12条 知事は、前条第1項の審査会審査の結果、実施計画が次条に規定する審査基準のいずれにも適合すると確認されたものについて、当該協働事業提案に係る新事業分野開拓者として認定するものとする。

- 2 県は、前項の規定により認定したときは、申請者に認定書（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 県は、前条第1項の審査会審査の結果又は前条第2項の規定に基づき、認定申請について不認定としたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(実施計画の審査基準)

第13条 実施計画の審査基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新商品等に新規性及び独創性があり、優れた使用価値を有していること。
- (2) 新商品等が、住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (3) 新商品等の生産又は提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (4) 実施計画が公の秩序又は善良の風俗を害するものでないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反するものでないこと。

(実施計画の変更)

第14条 第12条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更協議書（第3号様式）を提出し、その変更内容が前条の審査基準に該当することの確認を受けるものとする。

2 県は、前項の確認の結果、変更内容が審査基準に適合しないと認めるときは、変更を承認せず、若しくは認定事業者に対し是正を求め、又は次条に規定する取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

（認定の取消し）

第15条 県は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができるものとする。

- （1）認定事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき。
- （2）認定事業者に重大な法令違反その他不正な行為があったと認められるとき。
- （3）認定事業者が偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- （4）認定事業者が第3条第2項に規定する者であることが判明したとき。
- （5）認定事業者が第9条第1項に定める新事業分野開拓者認定を受けようとする提案者の要件を満たさなくなったとき。
- （6）認定に係る新商品等が第9条第2項に定める要件を満たさなくなったとき。
- （7）認定に係る新商品等に起因する重大な事故が生じたとき。

2 県は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を当該認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者は、第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合であっても、県に対してその補償を請求することができない。

（報告の求め）

第16条 県は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、実施計画の進捗状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

第3章 雑 則

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、山梨県官民協働事業提案制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。